

（趣旨）

第1条 この告示は、地域社会への貢献に加え、自然災害等への対応及び社会基盤の適正な維持管理の担い手となる市内の建設業者の育成を図るため、地元企業育成枠を設けて発注する事後審査型条件付一般競争入札（以下「地元企業育成型入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（地元企業育成型入札の対象工事）

第2条 地元企業育成型入札の対象とする工事（次項において「地元企業育成型入札対象工事」という。）は、予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうち土木一式工事として発注するものの中から、桑名市入札参加資格審査会規程（平成16年桑名市訓令第46号）第2条に規定する桑名市入札参加資格審査会（次項において「審査会」という。）で選定するものとする。

2 前項において審査会が選定する地元企業育成型入札対象工事は、当該年度に発注する予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事のうち土木一式工事として発注する件数の5割を超えてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、地元企業育成型入札を実施した場合において、当該入札の参加者が1者のみの入札が連続したときは、当該年度における以後の入札は、既に公告しているものを除き地元企業育成型入札として実施しないことができるものとする。

（地元企業育成型入札における参加資格）

第3条 市長は、地元企業育成型入札を実施する場合において、次に掲げる参加資格要件を付すものとする。

- (1) 桑名市請負工事入札参加者選定要綱（平成16年桑名市告示第19号）第3条第1号に規定する市内業者であること。
- (2) 同一年度において地元企業育成型入札として発注した建設工事を3件以上請け負っていない者であること。
- (3) 桑名市独自評価点（地域社会への貢献に加え、自然災害等への対応及び社会基盤の適正な維持管理の担い手となる市内の建設業者の育成を図るために市が独自に設けた評価項目に対する得点をいう。）が、市の求める基準以上の者であること。

2 市長は、前項第3号の参加資格要件を確認するため、次に掲げる資料の提出を求めるものとする。

- (1) 桑名市独自評価点申告書（様式第1号）
- (2) 施工体制（地元業者施工率）届出書（様式第2号）
- (3) 第1号に記載した事項を証するものの写し

（申告違反に対する措置）

第4条 市長は、契約の締結後、落札者が提出した前条第2項の資料に虚偽又は事実と異なる内容の記載があったときは、契約の解除又は指名停止等の措置を講じることができるものとする。

（桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の適用）

第5条 この告示に定めるもののほか、地元企業育成型入札の実施については、桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成19年桑名市告示第128号）の例によるものとする。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、地元企業育成型入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行し、令和8年9月1日以後に公告する入札から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

桑名市独自評価点申告書

(宛先) 桑名市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

(署名又は記名押印)

下記工事の入札参加資格として、自社の桑名市独自評価点を申告します。

記

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 一 号
工 事 名	
桑名市独自評価点	点

【評価点の内訳】

評価項目	評価要素	評価点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点

注 1) カフェテリア方式は、最大 3 項目まで選択可能です。
注 2) 発注公告等を参照の上、必要な確認資料を添付してください。

担当者名 : _____
電話番号 : _____

施工体制（地元業者施工率）届出書

公 告 番 号	桑名市調達公告 第 号
工 事 名	
業 者 名	

【地元業者施工率】

申 告 施 工 率	☐ %以上 ☐ %未満（以下記載不要）
-----------	---

【施工体制詳細】（該当する施工区分に「○」を付けてください。）

工 事 内 容	施工区分			
	元請施工		1 次下請施工	
	市内	市外	市内	市外
施 工 率	%	%	%	%
地元業者施工率	%			

注 1）各施工率は少数第 1 位まで記入し、その合計が 100%となるように調整してください。

注 2）地元業者施工率は、元請施工（市内）施工率と 1 次下請施工（市内）施工率の合計値です。

注 3）1 次下請の市内業者が市外業者から購入して施工した資材の費用は、1 次下請施工（市内）として施工率を算定してください。